主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人佐藤鉄治の上告趣意について。

所論は原審の量刑の不当を主張するものであつて、上告適法の理由とならない。 よつて、刑訴施行法二条、旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。 右は全裁判官一致の意見である。

検察官 田中己代治関与

昭和二五年一二月八日

最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官